



第10回労災裁判が行われました！

6月11日(金) 第10回労災裁判が行われました。聴覚障害者5名を含む31名の方々が東京地方裁判所に駆けつけました。

§§ 裁判内容 §§

裁判長から、次回裁判の証人について、渡辺医師と埼玉県の田代夏江さんに決定する旨の話がありました。また、原告の内山さんも証言するため、田代さんの証言と重複する部分が無いように。同じ話を何回も聞けば効果的という事ではないと、田門弁護士に工夫を求める話がありました。証人尋問の順番や流れの確認があり、法廷のレイアウトについては、田門弁護士から上申書と意見書が提出されているため、検討したいとの事でした。次回の裁判日を7月26日に決定し、終了となりました。

§§ 報告会 §§

裁判終了後、弁護士会館の5階に移動し、報告会が行われました。支援する会の河合会長から「法廷内での通訳について、対面して通訳することを認めるよう繰り返し要望を出し続けてきた結果、ようやく検討する」との回答が得られた。これは一歩前進である。」との挨拶がありました。田門弁護士からも「傍聴者に対面のうえ起立して通訳が出来るよう、次回裁判の前に話し合う。また、全61ページに及ぶ陳述書を斎藤ケースワーカーの協力のもと、作成し提出してある。こちらは尋問内容が想定できるが、国からどのような反対尋問があるか、わからない」との話がありました。

斎藤ケースワーカーからは「1時間の陳述をいかに説得力のある内容にするかが大切。複数の職場を兼務した事が原因で、頸頸腕が発症したことをきちんと立証していきたい。意地悪な反対尋問もあるかもしれないが、3人の証人を静かに傍聴席から見守る事で支援してほしい。証人が落ち着いて答えられるように、そして一体感を持った法廷になるように！」と裁判がやま場をむかえている事を実感するアドバイスがありました。

最後に内山さんが「国からの意地悪な反対尋問を考えるとドキドキする」と切り出し、今年50年振りに復活した日本の女子プロ野球リーグの年俵が一律200万円であるなど厳しい状況下にある話を例えに出し、「手話通訳者がまったくのボランティアと見られていた時代があった。その時、苦労して通訳者の身分を訴えてきた先輩方がいて今がある。必要なのは職業人としての確かな技術と身分保障。『手話通訳者は労働者である』という事をはっきりと求めていきたい。」との力強い挨拶がありました。

今回は裁判の最大のやま場です。沢山の方の支援が裁判の後押しになります。どうぞ暖かいご支援を引き続きよろしく申し上げます。

現在の募金額 (6/18 現在)

1,425,960円

次回裁判は、7月26日(月)

詳細は、労災ニュース号外で！

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内
T/F 048-653-7324